

群馬県保健医療計画

平成30年4月

令和3年4月 一部改定

群馬県

ごあいさつ

住み慣れた地域において安全で安心した暮らしを営むことは、県民全ての願いであり、そうした生活を守ることが県政運営の基本であると考えます。

群馬県では、総合計画の「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」を基本目標に掲げ、「医療・福祉連携による優しいぐんま推進」の政策の中で、高度・専門医療や救急・災害医療の充実、地域包括ケアシステムの構築や医療介護連携の推進などの施策に取り組んできました。



また、平成 27 年策定の第 7 次群馬県保健医療計画では、がん対策、小児・周産期医療の充実、在宅医療の推進、医師・看護師確保対策など、様々な事業を実施するとともに、平成 28 年には群馬県地域医療構想を定め、団塊の世代が全て 75 歳以上になる 2025 年を見据え、将来の医療ニーズを踏まえながら、急性期から回復期、慢性期さらには在宅医療に至るまで、それぞれの地域でバランスのとれた病床整備などの取組を進めてきたところです。

本格的な超高齢社会を迎えて、これまで以上に保健・医療・福祉が連携しながら、限りある資源を効率的・効果的に提供することで、それぞれの地域において、切れ目のない医療を提供できる体制を整備することが求められていることから、このたび、平成 30 年度から 6 年間の第 8 次群馬県保健医療計画を策定いたしました。

この計画では、「県民と患者の視点に立って、将来にわたり良質かつ適切な医療が効率的かつ効果的に提供できる体制を確立する」ことを基本理念に、「県民の健康と元気な暮らしを支える」「住み慣れた地域で安心して生活できるよう医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築する」「地域の医療を支える医療従事者の確保・養成」といった 3 つの視点で施策を展開することとしております。

計画の推進に当たっては、市町村をはじめ関係団体、医療機関、保険者や県民の皆様と一層の連携を図りながら、地域の医療課題に総合的に取り組んで参りますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に多大な御尽力を賜りました群馬県医療審議会、群馬県保健医療対策協議会、専門部会、及び地域保健医療対策協議会の委員の皆様を始め、御協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 4 月

群馬県知事 **大澤 正明**

目次

第1章 計画に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 将来に向けた取組	3

第2章 群馬県の現状

1 人口構造	6
2 人口動態	8
3 県民の健康状況	10
4 県民の受療動向	11
5 医療機関の状況	13

第3章 保健医療圏と基準病床数

第1節 保健医療圏	16
1 保健医療圏設定の意義	16
2 二次保健医療圏	17
3 二次保健医療圏の再検討	18
4 二・五次保健医療圏	18
第2節 基準病床数	20
1 基準病床数	20
2 届出により一般病床等を設置できる診療所（特例診療所）	22

第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

第1節 医療連携の推進	24
第2節 疾病・事業ごとの医療連携体制	25
1 がんの医療連携体制構築の取組	25
2 脳卒中の医療連携体制構築の取組	35
3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制構築の取組	43
4 糖尿病の医療連携体制構築の取組	53
5 精神疾患の医療連携体制構築の取組	63
6 救急医療の医療連携体制構築の取組	73

7	災害医療の医療連携体制構築の取組	83
8	へき地医療の医療連携体制構築の取組	95
9	周産期医療の医療連携体制構築の取組	103
10	小児医療の医療連携体制構築の取組	111
第3節	地域包括ケアシステムの推進	119
1	地域包括ケアシステムの推進	119
(1)	総論	119
(2)	介護予防の推進	121
(3)	地域リハビリテーション	122
(4)	総合的な認知症施策	124
2	在宅医療の医療連携体制構築の取組	125
3	介護サービスの体制整備	136
(1)	居宅サービス	136
(2)	地域密着型サービス	136
(3)	施設・居住系サービス	137
(4)	福祉サービスの基盤整備	138

第5章 地域医療構想

第1節	地域医療構想の概要	140
1	地域医療構想の趣旨	140
2	2025年の医療需要と病床等の必要量	142
3	病床が担う医療機能の状況	147
4	取組の方向性と地域医療構想の推進	151
第2節	構想区域別の地域医療構想	152
1	前橋構想区域	152
2	渋川構想区域	156
3	伊勢崎構想区域	160
4	高崎・安中構想区域	164
5	藤岡構想区域	168
6	富岡構想区域	172
7	吾妻構想区域	176
8	沼田構想区域	180
9	桐生構想区域	184
10	太田・館林構想区域	188

第6章 保健・医療・福祉の提供体制の充実

1 障害保健対策	194
(1) 発達障害	194
(2) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等	195
(3) 高次脳機能障害	196
(4) てんかん	196
2 感染症・結核・肝炎対策	197
(1) 新型インフルエンザ等対策	197
(2) エイズ対策	199
(3) 結核対策	202
(4) 肝炎対策	204
3 慢性閉塞性肺疾患(COPD)対策	206
4 臓器移植・骨髄移植対策	208
(1) 臓器移植	208
(2) 骨髄移植	210
5 難病対策	211
6 歯科口腔保健対策	213
7 血液の確保・適正使用対策	216
8 医薬品等の適正使用対策	217
(1) 医薬品等の安全性確保	217
(2) かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の推進	218
(3) 医療用麻薬の適正使用	219
9 医療の安全の確保	220
(1) 医療事故・院内感染の防止	220
(2) 医療相談体制の充実	221
10 公立病院改革及び地域医療支援病院の整備等	222
(1) 公立病院改革	222
(2) 地域医療支援病院の整備	223
(3) 社会医療法人の役割	224
11 群馬大学との連携	225
12 医療に関する情報化	227
(1) 医療情報の連携・ネットワーク化の推進	227
(2) 医療・薬局機能、介護サービス情報の提供	228
(3) 地域連携クリティカルパス	230

第7章 保健医療従事者等の確保

1 医師	232
(1) 医師の県内定着、特定地域における医師の確保	232
(2) 研修医の確保	236
(3) 特定診療科の医師の確保	237
(4) 男女を問わず働きやすい医師の就業環境づくり	239
2 歯科医師	240
3 薬剤師	242
4 保健師	244
5 助産師	246
6 看護師・准看護師	248
7 その他の保健医療従事者	251
8 介護サービス従事者	253

第8章 計画の推進・評価

第1節 計画の推進	256
第2節 計画の評価	259
第3節 計画の変更等	259

資料編

第1節 策定作業	262
第2節 策定体制別委員等名簿	266